

～株式会社三菱東京UFJ銀行で販売開始～

収穫名人

新発売！

5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険(超過給付金型) [II型]

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、2009年11月9日から、**5年ごと利差配当付一時払変額個人年金保険（超過給付金型）[II型]「収穫名人」**の販売を株式会社三菱東京UFJ銀行において開始します。

「収穫名人」は、運用中の楽しみと、将来の年金受取りの安心感を得たいというお客さまのニーズにお応えする投資型年金保険です。**特別勘定での据置期間中に積立金額が目標値〔基本保険金額（一時払保険料）の105%〕に達するたびに、基本保険金額の100%を超える金額を「超過給付金」として何度でもお受け取りいただけます。また、運用が不調でも、年金原資は基本保険金額（一時払保険料）の100%が最低保証されます。**

「収穫名人」の主な特徴

特徴1. 運用成果を「超過給付金」としてお支払い

- ・特別勘定での据置期間中*に積立金額が目標値（105%）に達するたびに、**基本保険金額（100%）を超える金額を「超過給付金」として、何度でもお受け取りいただけます。**

*契約日から6ヵ月間と年金開始日前3ヵ月間を除きます。

特徴2. 年金原資は基本保険金額（一時払保険料）の100%を最低保証

- ・年金開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回っても、**年金原資は基本保険金額の100%が最低保証されます。**
- ・超過給付金をお受け取りいただいても、**年金原資の最低保証は減少しません。**

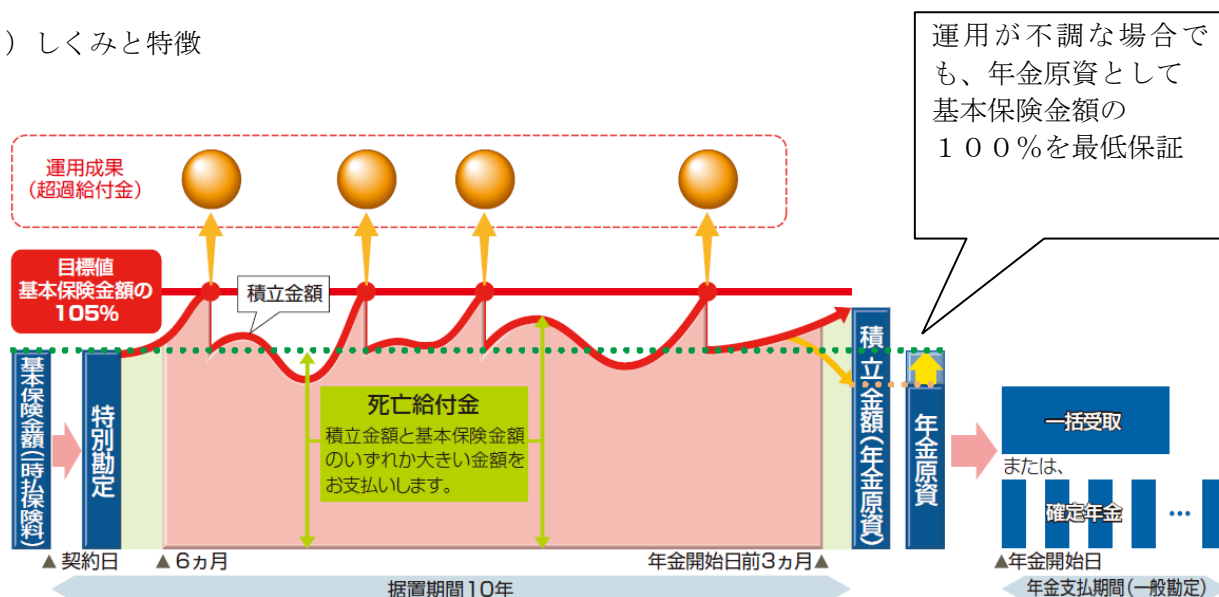
特徴3. 「リスクコントロール手法」により、安定的な投資成果の獲得をめざします

- ・市場環境の変化に応じて、**機動的に資産配分を見直すことにより、安定的な投資成果の獲得をめざします。**

「収穫名人」の概要

この商品は、一時払保険料の100%を特別勘定で運用し、特別勘定を構成する投資信託の運用実績等に応じて積立金額、将来の年金年額等が増減する保険です。そのため国内外の有価証券（株式や債券）の価格下落や為替相場の変動等により、投資信託の基準価額が下がった場合、積立金額、解約返戻金額が基本保険金額（一時払保険料）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。運用に伴うリスク、成果は契約者に帰属します。

(1) しくみと特徴



●当図は商品のイメージであり、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資、年金年額ならびに超過給付金を保証するものではありません。

- 特別勘定へ繰り入れる金額は、お支払いいただいた一時払保険料（基本保険金額）となります。
- 特別勘定での据置期間中*に積立金額が目標値（基本保険金額（一時払保険料）の105%）に達するたびに、基本保険金額の100%を超える金額を、「超過給付金」としてお支払いします。超過給付金の判定は、毎日行ないます。
*契約日から6ヵ月間と年金開始日前3ヵ月間を除きます。
- 将来受け取る年金年額は年金開始日の前日の積立金額（年金原資額）、および年金開始日における当社の定める基礎率（予定利率等）にもとづき計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。なお、年金開始日の前日の積立金額が基本保険金額を下回った場合、年金原資額として、基本保険金額の100%が最低保証されます。
- 被保険者が年金開始日前に死亡した場合、死亡給付金として死亡日の積立金額または基本保険金額のうち、いずれか大きい金額をお支払いします。
- 市場環境に応じて、株式・商品指数による「積極運用部分」と債券指数等による「安定運用部分」の資産配分比率を機動的に見直すリスクコントロール手法により、市場に対するリスクを調整し、安定的な投資成果の獲得をめざします。

(2) 主なお取扱い

契約年齢（被保険者）範囲	0歳～75歳（15年確定年金の場合、0歳～70歳）
据置期間	10年間
基本保険金額（一時払保険料）	100万円～5億円（10万円単位）
年金の種類	5年・10年・15年確定年金
告知	職業告知
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

(3) 諸費用

契約者にご負担いただく費用の合計額は、下記の「保険契約関係費」、「資産運用関係費」の合計です。なお、契約日から7年未満の解約・一部解約の場合には、「解約控除」がかかります。

契約時	契約初期費用	なし								
据置期間中	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率 2.70%/365 日を毎日控除します								
	資産運用関係費* ¹ (信託報酬)	投資信託の純資産総額に対して、年率 0.55% (税込) * ² /365 日を毎日控除します								
年金支払期間中	保険契約関係費	年金年額に対して、1.0%を年金開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します								
解約(一部解約)の場合	解約控除	契約日からの経過年数* ³ に応じ、基本保険金額（一部解約の場合は請求額に応じて減額される基本保険金額）に下記解約控除率を乗じた額を控除します								
		経過年数* ³	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	7年以後
		解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	0.0%

- * 1 資産運用関係費は、投資する投資信託の信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料等、および消費税等の税金がかかります。信託報酬以外のこれらの諸経費は特別勘定から控除されるため、契約者は間接的に負担することとなります。また、これらの諸経費については、投資信託委託会社における運用により発生し、その運用方法によって変動するため、費用の発生前にその費用の額や割合等を提示することはできません。なお、資産運用関係費については、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。
- * 2 特別勘定の主たる投資対象の投資信託（国内投資信託）は、外国投資信託へ投資を行なうため、国内投資信託と外国投資信託の信託報酬を合わせた年率を記載しております。
- * 3 経過年数とは、契約日から解約日（一部解約の場合は、一部解約日）の翌営業日までの年数をいいます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「商品パンフレット」等をご覧ください。

以上